

子ども手当でも負担増！？扶養控除廃止の衝撃

税理士・ファイナンシャルプランナー 山下大輔

民主党の目玉政策として打ち出された子ども手当であるが、今後の支給金額をめぐって迷走している。本来は平成23年より子ども一人あたり月額2万6千円の支給を予定していた。しかし、財源難を理由に現行の月額1万3千円から金額が上乘せされるかどうか難しい状況だ。一方で平成23年より年少扶養控除の廃止は決定している。今後子ども手当が1万3千円のままとした場合、本来の目的である子育て世帯の家計支援にはならず、逆に負担が増える世帯が多数出てくる矛盾が明らかになった。

サラリーマン世帯における税負担と実質負担額をそれぞれの年収で試算した。実は都内一部の区では児童手当に所得制限を設けず、国の所得制限を超える人には区独自の児童手当が支給されていた。児童手当は、3歳未満は月額1万円、3歳以上では第1子、第2子は月額5千円、第3子以降は月額1万円の手当が12歳まで支給される。試算では区独自の児童手当が支給されていた品川区在住40才のサラリーマンで配偶者、3歳と1歳の子供を扶養家族とする世帯を想定している。1表では子ども手当が導入される前、扶養控除と児童手当がある場合の実質負担額を試算した。それぞれの年収に対する税負担と児童手当を差引した金額を年間の実質負担額としている。2表では年少扶養控除が廃止されることで税負担が増加し、子ども手当が子ども二人分2万6千円支給された場合の実質負担額を試算している。3表は1表と2表の実質負担額の差額を表している。平成23年以降、年少扶養控除が廃止されることで実質の負担はどの年収でも増額してしまう。

1表 子ども手当導入前の税負担と児童手当を加味した実質負担額

年収	600万円	800万円	1000万円
税負担	▲290,900円	▲595,000円	▲1,105,800円
児童手当	180,000円	180,000円	180,000円
実質負担額	▲110,900円	▲415,000円	▲925,800円

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

2表 平成23年年少扶養控除廃止、子ども手当が1万3千円支給された場合の実質負担額

年収	600万円	800万円	1000万円
税負担	▲431,500円	▲813,000円	▲1,323,800円
こども手当	312,000円	312,000円	312,000円
実質負担額	▲119,500円	▲501,000円	▲1,011,800円

3表 実質負担額の差額一覧

年収	600万円	800万円	1000万円
実質負担額の差額	▲8,600円	▲86,000円	▲86,000円

いずれも筆者試算（税額は社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除、基礎控除のみ考慮して算出）

試算上、現行1万3千円のこども手当では上記いずれの年収世帯でも実質負担が増加し、増税となる。こども手当は次代の社会を担う子どもを経済的な面から社会で支援するという趣旨で始められた制度であるが、このままではこども手当の趣旨が失われ、逆に子育て世帯に負担を強いるような矛盾が生じることになりかねない状況である。こども手当金額の増額や制度自体の再検討が求められているといえるだろう。